

浦安市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例施行規則（昭和61年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（放置整理区域外における放置自転車に対する措置）

**第19条の2** 条例第37条第2項に規定する必要な措置として、市長は、当該自転車の利用者に対し、あらかじめ定めた場所に移送する旨の警告をすることができる。

2 市長は、前項の規定による警告をしたにもかかわらず、当該自転車が警告をした日から起算して7日間経過してもなお放置されている場合は、当該自転車をあらかじめ定めた場所に移送し、保管することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急やむを得ないと認めるときは、警告期間を短縮すること、又は警告なく即時に移送し、保管することができる。

4 市長は、前2項の規定による移送を行う際に、防護柵、電柱その他の工作物に鎖等により自転車が結び付けられている場合において、当該鎖等を切断しなければ当該自転車を移送することができないと認められるときは、当該鎖等を切断することができる。

第21条及び第23条中「第37条第1項」の次に「並びに第19条の2第2項及び第3項」を加える。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。